

第 2 回中小企業憲章に関する研究会資料 (2010.2.23)

中小企業家同友会全国協議会 (中同協)
 中小企業憲章制定運動推進本部副本部長
 政策委員長 大橋 正義
 (株式会社大橋製作所 代表取締役社長)

中小企業家同友会とは

- 1957 年に東京で日本中小企業家同友会 (現・東京中小企業家同友会) として創立。
- 中小企業家同友会全国協議会 (以下、中同協) は 1969 年に設立され、47 都道府県ごとに同友会組織が存在し、40,864 名 (2010 年 2 月) の中小企業経営者が個人加盟している。会の財政は会費収入が中心であり、国や自治体から補助金など財政的支援は受けていない独立した中小企業団体である。
- 同友会の 3 つの目的
 - 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。(良い会社をつくろう)
 - 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。(良い経営者になろう)
 - 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。(良い経営環境をつくろう)
- 中小企業家同友会では、「3 つの目的」と「自主・民主・連帯の精神」、「国民や地域と共に歩む中小企業」をめざすことを同友会理念と呼んでいる。
- 中小企業家同友会では、経営理念、経営方針、経営計画を総称して「経営指針」と呼び、会員企業で経営指針を確立し実践していく運動に取り組んでいる。そこに、社員の参加をどう促していくかも重要なテーマとしている。
- 2000 年に EU が制定した「ヨーロッパ小企業憲章」に刺激を受け、中同協は 2003 年から日本における「中小企業憲章」の制定を唱え運動に取り組んでいる。「中小企業憲章」とは、日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業・自営業の役割を正に評価し、豊かな国づくりの柱にすえることを国会が決議し、憲章の精神を実現するために、現行の中小企業基本法をはじめ、諸法令を整備・充実させる道筋を指し示すものと定義している。

2009 年 6 月 15 日

中小企業憲章草案 (第一次案・会内討議資料)

中小企業家同友会全国協議会 (中同協)
 中小企業憲章制定運動推進本部

草案発表にあたって

中小企業憲章は、日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業（自営業を含む）の役割を高く評価し、豊かな国づくりの柱にすえることを国民の共通の認識とするものであり、また、中小企業憲章の精神を実現するために、国会で決議し、現行の中小企業基本法をはじめ、諸法令を整備・充実させる指針となるものです。

中同協は、2003年の第35回定時総会（福岡）において中小企業憲章と中小企業振興基本条例の制定を活動方針に掲げ、中小企業憲章制定運動推進本部を中心に取り組んできました。なぜ中小企業家同友会は中小企業憲章と中小企業振興基本条例を提唱したのでしょうか。その根拠は、同友会運動の広がりの中から中小企業憲章や中小企業振興基本条例の必要性が認識されてきたことにあります。

中小企業家同友会は経営指針づくりや社員教育活動など企業体質改善運動と経営環境改善運動とを車の両輪として進めてきました。その総合的な取り組みの発展のなかで、めざすべき中小企業像や日本経済のあり方など中小企業憲章と中小企業振興基本条例の目標となる内容が明らかになってきました。また、雇用や地域社会への貢献を通して、大学・高校の先生や学生・生徒の中小企業に対する正確な見方とともに国民からの信頼を確かなものにする事の重要性を私たちは痛感しました。さらに、EUが2000年に欧州小企業憲章を制定し、中小企業を軸とした経済政策・戦略が採用されて実効をあげている過程を知り、日本でも独自の憲章を制定して日本経済の新しい発展をめざすべきであるという認識が会内で広がりました。

以上の認識のもとに中同協は、下記の「中小企業憲章草案」（会内討議資料）を提案します。まずは、全国の中小企業家同友会の会内での徹底した討論と学習を期待します。そこでの意見・提案を集約し、草案をさらに練り上げ、会外に討論の輪を広げていきましょう。この草案をきっかけに、さらに中小企業憲章の取り組みが強化されることを期待します。

前文

私たち日本国民は、日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業の役割を高く評価し、国民一人ひとりを大切にする豊かな国づくりのために、ここに中小企業憲章を制定する。

中小企業は、日本経済の根幹である。

中小企業は、暮らしに根ざす仕事を生み出し、雇用の主要な担い手として、地域、社会、文化の力強い発展に貢献する。

中小企業は、先人の知恵に学び、互いに結び励ましあい、競い高めあい、人を育て、国民や地域の期待にこたえる。

中小企業は、日本経済の健全な発展、人類と地球の持続可能な未来に貢献し、国民の平和で安定した暮らしを実現する。

世界は中小企業の役割を評価し、その活躍を積極的に支援している。日本の中小企業は、その歴史と経験をふまえ、世界の中小企業との連携を強める。

中小企業への影響を第一に考慮した総合的な政策を実行するとき、日本経済が再生され、新しい日本がはじまる。

私たちは、下記の 10 項目の指針を国民の誓約として宣言し、政府に実行を負託する。

指針

(1) 多様な産業を基礎とする日本経済を築く

多様な産業を基礎とする日本経済は国民の安定した暮らしに根ざす経済である。中小企業は、時代を貫いて、自ら律し、自ら生きる能力と活力を培ってきた。中小企業がすべての地域のどんな小さな必要をも市場として創造し、新たな日本経済に転換しなければならない。

(2) 中小企業の声聞く

中小企業が社会的に発言する機会をひろげる。政府・自治体は政策決定・行政を進めるに当たって、国民や中小企業の声聞き、中小企業への影響を第一に考慮する。政府は、行政府の改革に常に取り組み、中小企業省を設置する。また、地方自治体は、中小企業振興基本条例の制定・見直しをすすめる。

(3) 公正な競争を確保し、中小企業は新たな事業体と協働する

政府は、公正な競争環境を確保する。大企業は、大規模な事業体としての役割と社会的責任を果たす。また、事業や金融の協同組織、NPO、社会的企業などの新しい事業体は中小企業と協働してこそ発展する。

(4) 持続可能な社会をめざす

中小企業は、自らの事業活動と環境保全との係わりの中から、地球環境の保全に貢献し、持続可能な社会をめざす。政府・自治体はその取り組みを支援する。そのような中小企業の役割と姿勢が国民に理解され、信頼され、安心と安全を要請する社会の期待に応える。

(5) 誰もが共に暮らせる共生社会をつくる

中小企業が女性の雇用と登用をはかるとともに、誰もが進んで企業家になることを支援する。また、障害者の自立した生活の基礎となる雇用を生み出し、高齢者や外国人を問わず、誰もが共に暮らせる共生社会をつくる中小企業の努力を支援する。

(6) 仕事の誇りと向上の喜びをもつことができる環境を構築する

中小企業は人が育つ場である。中小企業に働く人々の仕事の誇りと向上の喜びをもつことができる職場がつくられ、責任と勤労が報われるような社会環境を構築する。また、その前提となる、医療、福祉、教育、労働のための総合的な政策を充実し、安心して育児と介護ができる環境を整備する。

(7) 地域経済を振興し、農林水産業を再興する

中小企業が地域の資源活用、雇用、納税、地域づくりなどをとおして地域社会とのきずなを強め、地域経済振興に貢献することを支持する。また、日本の農林水産業の再興に中小企業が自らの知恵と技術を活用し、食料自給率の改善に貢献する。

(8) 円滑な金融・公正な税制・適正な財政を築く

金融は本来の役割を取り戻さなくてはならない。中小企業において、円滑な金融が保証され、公正な税制が設計され、適正な財政が実施される。その際、小規模企業や自営業者が特別に配慮されることが必要である。

(9) 企業家精神を学び、創業への関心をよびおこす

学校・社会・家庭の教育において中小企業の存在意義や企業家精神を学ぶ機会を増やし、創業への関心をよびおこす。そして、中小企業が先端的な科学技術を開発し、基礎的な経営的知識や技能・技術を修得し、それらを積極的に経営に活用できる環境を整備する。

(10) 産業振興をとおして伝統と文化を守り育て、国際貢献をする

中小企業が歴史ある諸産業における伝統的な技能・技術を継承し、国民と地域の文化を守り育てる環境をつくり、貿易・投資・雇用などを通して国際貢献することを支援する。とくにアジアとの経済と文化の共生に努力する。

以上

中小企業憲章草案（第一次案・会内討議資料）前文解説

中小企業家同友会全国協議会(中同協)

中小企業憲章制定運動推進本部

中小企業憲章草案成文化ワキンググループ

この「前文解説」は、憲章草案を検討・学習する際に参考としていただくため、中同協・中小企業憲章制定運動推進本部の委託を受けた中小企業憲章草案成文化ワキンググループが作成したものです。中同協が決定した文書という位置づけではありませんので、憲章草案を検討する際の参考文書としてご活用下さい。(【 】内は憲章草案本文です)

前文

【私たち日本国民は、日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業の役割を高く評価し、国民一人ひとりを大切にす豊かな国づくりのために、ここに中小企業憲章を制定する。】

この憲章の主語は「私たち日本国民」です。したがって、日本の国民が、中小企業に携わっている場合も、携わっていない場合も、ともに中小企業の役割を認識し、その役割を期待するという意味になります。それゆえ、そのような認識と期待を国民の総意として確認するための最もふさわしい法的な形は何かと考えた場合、《憲章》という形が浮かび上がってきたのです。国の未来は国民が自ら築くものです。本憲章は、中小企業の立場からの日本の未来への意思表示といえます。

ここでは、「国民一人ひとりを大切にす豊かな国づくりのため」という中小企業憲章制定の目的を述べています。この憲章の目的を中小企業が達成する要件を十分備えているということを強調する意味で、「日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業の役割を高く評価し」としています。なお、「豊かな国づくり」とは、全ての国民が平和で安定した暮らしができる、幸せを実感できる国づくりという意味であり、経済的な豊かさだけを意味しているわけではありません。

【中小企業は、日本経済の根幹である。】

根幹とは、「ねとみき。根本（ねもと）。転じて、ものごとの重要な部分」（広辞苑）の意味です。木にたとえるならば、中小企業は日本経済の根であり、幹であるということ。中小企業は、日本国民の生活と地域を支え、日本経済の発展に寄与してきた大きさは計り知れないものがあります。しかし、これまでは、その役割と地位に見合った評価は十分ではなく、「脇役」に甘んじてきたと言わざるを得ません。ここで改めて、日本経済にとっての中小企業の位置づけを「根幹」と表現し、客観的な存在の大きさと重要さを確認しています。

経済の語源である「経世済民」は、「世を治め、民を救済する」という意味で、中国の古典からきています。経済の目的が、国民の暮らしが守られて生活の質が向上することであるとすれば、量的にも質的にも多数を占める中小企業はその担い手として大地にしっかりとした根を張り、たくましい幹を形成して、「経世済民」の花を咲かせるということです。

【中小企業は、暮らしに根ざす仕事を生み出し、雇用の主要な担い手として、地域、社会、文化の力強い発展に貢献する。】

今日の日本経済では、雇用と就業の人口の7割以上の人々が中小企業に携わっており、そのような人々の活躍は日本経済の発展に多大な貢献をしています。中小企業の事業と経営は、人々の日々の暮らしに役立つ物やサービスを生産するばかりでなく、同時に技術革新を通じてそれらの市場を切り開きます。また、全国のどのような地域にも中小企業は事業を営み、その地域において、社会のきずなをつくり、時代を超えて文化を引き継ぎ、発展させます。さらに、中小企業は日本のものづくりの土台を支えており、大企業といえども、中小企業の存在なくしてはその事業は成り立ちません。

中小企業が存続するためには事業体として利益を上げる必要がありますが、それは個別的な利益のためばかりでなく、この文面にあるような中小企業の社会的役割の維持・発展のためにも必要な

ことであることを国民から理解されなければなりません。国民のそのような「目線」を広げていくためには中小企業自身の一層の努力が求められます。

一方、日本の経済社会は解決方向がなかなか見出せない深刻な問題をかかえています。産業の空洞化や地域経済の疲弊と崩壊といった問題に加え、毎年3万人を超える自殺者や病的な犯罪の続発など社会的道徳的危機にも直面しています。中小企業は、これまで、日本の経済社会の発展を大きく担ってきましたが、日本の経済社会が抱える問題や課題を解決するうえでは不可欠の存在であり、中小企業の社会的役割をさらに強力に発揮できる環境を整備するための国民的努力も求められています。

【中小企業は、先人の知恵に学び、互いに結び励ましあい、競い高めあい、人を育て、国民や地域の期待にこたえる。】

中小企業の日々の営みは、暮らしに根ざすがゆえに、科学的な知識だけでなく、先人の知恵が重要な働きをします。そのためには、中小企業同士が、結びあい、励ましあい、かつまた、競い高めあわなければなりません。さらに、中小企業は、人が育つ場であり、社員とともに地域にかかわりながら、お客様や地域から「あてにされる人」を育て、「あてにされる企業」として成長することも期待されています。国民や地域は中小企業のそのような努力を期待しています。

【中小企業は、日本経済の健全な発展、人類と地球の持続可能な未来に貢献し、国民の平和で安定した暮らしを実現する。】

中小企業は、国民と歩みをともにすることから、日本経済が健全に発展することを必要としています。また、今日では、地球環境の保全を図らなければ、国民のみならず、人類と地球の存続も危ういものになります。中小企業は自然と共生し、暮らしに見合った経済の営みをしており、人類と地球の持続を可能にし、未来を切り開きます。そうであるからこそ、中小企業は国民の平和で安定した暮らしの実現に貢献できます。

近年、連続して食品不正表示問題や偽装事件が起こって大きな社会問題となり、企業の社会的責任や倫理観が厳しく問われました。企業活動の正当性が問われる時代になったといえます。中小企業も地域やお客様に対して自社はどのような役割を果たしてきたのか、本憲章に照らして、自社の存在意義を改めて問い直すことが求められています。

【世界は中小企業の役割を評価し、その活躍を積極的に支援している。日本の中小企業は、その歴史と経験をふまえ、世界の中小企業との連携を強める。】

今日の世界において、欧米の先進国では中小企業の役割を高く評価し、経済が順調な時も、不調な時も、政策のうえで、中小企業を積極的に支援しています。また、中国・インド等の新興経済国も同じ努力を急速に高めています。日本は、歴史的に見るなら中小企業が活躍し、世界の中小企業の母国といえます。日本の近現代の中小企業の歴史は光と影に満ちていますが、それらの経験から得られる様々な教訓は、日本の中小企業のみならず、世界の中小企業の発展と連携に大いに役立てることが可能です。

【中小企業への影響を第一に考慮した総合的な政策を実行するとき、日本経済が再生され、新しい

日本がはじまる。】

中小企業が真価を発揮するための政策は、単に中小企業政策のみでは不十分です。経済政策、産業政策、社会政策、地域政策、文化政策等々を包含する総合的な政策が求められています。中小企業憲章に基づく総合的な政策が実行に移されるならば、豊かな国民生活と多様な産業の活性化、地域経済の振興による日本経済の再生が図られ、新しい経済社会の礎が築かれます。

【私たちは、下記の 10 項目の指針を国民の誓約として宣言し、政府に実行を負託する。】

以上の前文は、冒頭で述べたように国民の中小企業についての認識と期待を示したものです。そして、それらを実現することは広く国民の責務ではありますが、政策の実現という立場にある政府の役割が重大になります。その意味で国民は政策上の実行を政府に負託し、政府は負託に応えることが必要です。

以上